# 2 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

【建設業法施行規則第14条の3】

《掲示場所》工事現場の見やすい場所

《留意点》下請契約のある工事が対象。再下請負通知書の提出については、<u>掲示とともに</u> 下請負人へ書面による通知が必要。

### 【掲示例】

## 下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

## 参考【書面による通知例】

### 下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律 100 号)第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ① この建設工事の下請負人(貴社)は、その請負った建設工事を他の建設業を営む者 (建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請負わせたときは、建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請負わせた建設業を営む者(再下請負)に対しても、この書面を複写し 交付して、「もしさらに他の者に工事を請負わせたときは、元請建設業者に対する① の再下請負通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」 旨を伝えなければなりません。

元請建設業者の商号
〇〇建設株式会社

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション